関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	五、二三二、六二四トン
一四	三三五、九八九トン

○財務省告示第七十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十四万七千八百五十五トン

二　冷凍牛肉　二十七万九千二十九トン

2　平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十三万五千九百二十トン

二　冷凍牛肉　十一万千六百九十四トン

○財務省告示第七十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　七十五万四千六百九十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　七十五万四千七百五十トン

○文部科学省告示第五十九号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成六年文部省告示第四号（在外教育施設を認定した件）により認定したリヤド日本人学校（小学部及び中学部）及び平成七年文部省告示第八号（在外教育施設を認定した件）により認定したパース日本人学校（小学部及び中学部）の位置について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正

名称	変更前	変更後
リヤド日本人学校（小学部及び中学部）	P.O.BOX 90551, RIYADOH 11623, KINGDOM OF SAUDI ARABIA	P.O.BOX 61834, RIYADOH 11575, KINGDOM OF SAUDI ARABIA CORDOBA Oasis Village C263, C264, C265
パース日本人学校（小学部及び中学部）	20 Kalinda Drive, City Beach, WA 6015 AUSTRALIA	30 Marapana Road, City Beach, WA 6015 AUSTRALIA

○財務省告示第七十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万九千八百九十一トン

二　冷凍牛肉　十六万六百六十六トン

○文部科学省告示第五十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「十八年後」を「十九年後」に改める。

第五条第一号中「五百四十六億八千八十八万四千円」を「五百五十九億三千九百二十六万九千円」に改め、同条第二号中「十六億二千四百七十二万四千円」を「十六億三千八百五十一万二千円」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百九十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

漁港の名称	所在地	変更年月日
漁港の種類	選定された漁港管理者	
答志漁港	三重県鳥羽市	平成三十年三月三十一日
奈屋浦漁港	三重県度会郡南伊勢町	平成三十年三月三十一日
第二種漁港	三重県	

○農林水産省告示第六百九十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
大分県豊後高田市呉崎字呉崎新開三一六〇番地一地先から同市西真玉字潮見六四一七番地地先までの海岸保全区域の区域	海岸保全区域の新設及び改良	平成三十年四月一日

○農林水産省告示第七百号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第八条第二項の規定に基づき、同項の主務大臣が指定する工事を次のように指定し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

三重県津市白塚町字小山三千百六十番一地先から同町字境千六百四十四番地先まで及び同市河芸町影重字下洲原三千百九十三番七地先から同町中別保字浦二千百五十七番地先までの海岸に係る海岸保全区域内の区域における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

○農林水産省告示第七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市伊吹字勝山三六六の一から三六六の三まで、三六七の一から三六七の三まで、字日泉三七七の一、三七八

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）